判例研究

課税処分のための調査結果の犯則調査への流用の適否と証拠能力

石 村 耕 治

成七年(わ)第一六六号、 第三六号〕· 判例時報一八四五号一四九頁、松山地裁平成一三年一一月二二日判決〔平 タイムズー一四四号一六七頁、 最高裁第二小法廷平成一六年一月二〇日決定〔平成一五年(あ) 平成七年(わ)第一六七号〕・判例タイムズーーニー号二六 松山高裁平成一五年三月一三日判決 第八八四号〕・判例 (平成一四年 Ē

四頁

違憲・違法であり、 査は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という禁止規定に抵触し り収集された証拠資料が、その後の犯則調査に流用される場合には、同法にいう質問検 (要旨) 法人税法違反の容疑で起訴された納税者が、法人税法に規定する質問検査によ かつ、当該調査で収集された証拠資料は証拠能力を有しないと主張

五六条

一五三条、法人税法(平成一四年法律七九号改正前)一五四条、法人税法一五五条、

法人税法

(平成一三年法律一二九号改正前)

〔参照条文〕憲法三一条・三五条・三八条、

したのに対して、その主張が認められなかった事例

はじめに

務者)の行う申告により確定することを原則としている(国税通則法一六条一項一号)。この制度の意義は、法定申告 所得税、 法人税、 相続税、 消費税など主な国税については、 申告納税制度のもと、納付すべき税額が納税者 (納税義

期限までに納税者が自らの所得額または税額を確定させ、

自発的に申告しかつ納付することにある

的なものまで様々考えられる。いずれにしろ、こうした事例に対処するために、課税庁には、納税者等に対して質問を れのある納税者が出てくるのもやむを得ない。その原因は、 税金がかかるはずなのにまったく申告をしていない納税者、ないしは申告はしているものの正しく申告をしていない恐 このように、申告納税制度は、自発的納税協力(voluntary compliance)を基盤とする仕組みである。このため、 帳簿書類等を検査する権限が与えられている。このように、課税庁が課税に必要な質問や検査をすることを「税務 税法の複雑さによるもの、うっかりミス(失念)から意図

調査」という。

税務調査 (質問検査) には様々な種類のものがある(詳しくは、石村耕治編『現代税法入門塾〔改定版〕』(二〇〇四

理由

がないのにこれを拒否することはできない。

理由がないのに、

これを拒否すれば、

処罰される可能性もでてくる

所得税法二四二条一項八号、法人税法一六二条一項二号)。

税法六二条)。

通常、

企業や個人が受ける税務調査は、

この種のものである。

年、 めの税務調査」である(例えば、法人税法一五三条~一五六条、 清文社) 三九二頁以下参照)。 しかし、その中核となるのは、 所得税法二三四条~二三六条、 やはり各実体税法に定められている 相続税法六〇条、 「課税処分のた

る者 である。 に準じる調査を認めるものではない。 法人税法や所得税法などの実体税法のもと、 (調査対象者)が質問検査に同意することが前提となる。ただ、 すなわち、 行政上の調査を行うために認められたものであり、 したがって、 課税庁職員に認められる質問検査の権限は、 課税庁職員が質問検査の権限を行使する場合には、 調査対象者は、 脱税などの犯罪の摘発をねらいとした刑事手続 質問検査に応じる受忍義務を負い、 課税処分をするためのもの 調査の対象とな

訟務月報三〇巻一号一五一頁)。 題はないとされる はないことから、 こうした特徴から、 この種の税務調査には、 (最高裁昭和四七年一一月二二日判決・刑集二六巻九号五五四頁、 課税処分のために認められた質問検査は、、間接強制の伴う任意調査、とい また、 所得税法や法人税法など各実体税法では、 憲法三五条〔令状主義〕や憲法三八条 質問検査権は、 〔黙秘権の保障〕 最高裁昭和五八年七月一四 「犯罪捜査のために認 われ の適用はなくとも問 る。 強制 日判決 調

び この種の調査)関税法) に基づく租税犯則調査が用いられることになっている。 質問検査をそのまま犯罪捜査に移行できない。 脱税などの犯則事件の調査には、 国税犯則取締法 (およ

められたものと解してはならない」(例えば、

所得税法二三四条二項、

法人税法一五六条)と定めている。

したがって、

ま

107

租税犯則事件」とは、 税法違反行為、つまり租税の確定・徴収及び納付に直接関係する違法行為・犯罪を指す。

白鷗法学

税犯則取締法の規定が準用される

(地方税法七一条・七二条の七三・七三条の四一等)。

た、 酒税や揮発油税など間接国税のケースでは、 と確認されたとする。この場合、 れる税務調査を「租税犯則調査」 租税犯則事件についての証拠を収集し、 所得税や法人税など直接国税のケースでは、 「犯則調査」 犯則 通告処分または告発の手続がとられる。 または「査察」という。 (犯罪) の事実があるかどうかや犯則者が誰かを確認するために行わ 租税犯則調査の結果、 検察官に告発の手続がとられる。 なお、 地方税の犯則調査にも、 税法違反 (犯則) がある 方 玉

ととされている。 とはできない。 犯則調査を担当するのは、 税官吏である。 直接国税の犯則調査を担当するのは、 「課税庁の調査担当官」と呼ぶ。)犯則調査については、 また、 通例、 これは、 租税犯則調査は、 査察官と呼ばれ、このセクションは調査査察部、 租税犯則事件は、 国税局の調査官や税務署の間接税担当職員である。(これら犯則調査に従事できる職員を、 国税庁、 ふつうの犯罪調査とは異なり、 件数が多いことに加え、 国税局、 税務署職員のうち租税犯則調査の権限が与えられた職員・ 課税庁の調査担当官以外の者は、 調査に専門的な知識と経験が必要なためとされて 検察官ではなく、 俗に「マルサ」と呼ばれる。 課税庁の調査担当官が行うこ これに従事するこ 一方、 間接国税 収 0

質問検査を通じて、 税法に関する調査に従事している最中に、 まま犯則調査に移行することはできない。 このような構図からもわかるように、 の趣旨に照らして、認められないものと解される。 実質的に租税犯則事件の資料・証拠を収集するは、 通常の課税処分のための調査に従事する税務職員が、 調査対象者に犯則の疑いが出てきたとする。この場合でも、 そのまま移行するのは違法となる。 憲法三五条〔令状主義〕 したがって、 課税処分のための調査 所得税や法人税など実体 や憲法三八条 職制上からもそ 〔黙秘権

0

いる。

である

100

査は 調査で収集された証拠資料は証拠能力を有しないとし、 頁)では、 三月一三日判決・判例時報一八四五号、最高裁第二小法廷平成一六年一月二〇日決定・判例タイムズー一四四号一六七 人税法に規定する質問検査により収集された証拠資料が、その後の犯則調査に流用される場合には、 今回評釈する事件 「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という禁止規定に抵触し違憲・違法であり、 法人税法違反の容疑で起訴された納税者(被告人・控訴人・上告人、以下単に「被告人」という。) (松山地裁平成一三年一一月二二日判決・判例タイムズ一一二一号二六四頁、 無罪を主張した。本件における重要な法的な争点は、 松山高裁平成一五年 同法にいう質問検 かつ、 次の二つ が、 法

ば、 検査を通じて取得収集された証拠資料をその後の犯則事件の証拠に流用することは、許されるのかどうかである。 の行使があったかどうか。 合には、 第一の点は 違法収集証拠に当たり証拠能力を排除されるかどうかである。そして、第二の点は、 憲法三五条や三八条、法人税法一五六条等に違反することになるが、 課税庁が、 つまり、 通常の課税処分のための質問検査の権限を犯則調査または犯罪捜査の手段として行使した場 証拠収集過程における手続的な違法があったかどうかである。 本件では、そうした違法な質問検査権限 通常の課税処分のための質問 また、あったとすれ

ないとして、結論としては、収集された証拠資料の証拠能力を排除しなかった。 違反すると判示した。しかし、 捜査の手段として行使できないとした。その上で、松山地裁や最高裁は、 たと判示した。これに対して、 第一の点について、 松山地裁、 本件における証拠収集手続の違法は、 高松高裁は、 高松高裁および最高裁はそろって、原則として質問検査の権限を犯則調査または犯罪 証拠収集過程に違法があった旨を認定し、 証拠能力を否定しなければならないほど重大では 本件においては証拠収集過程に違法はなかっ 税務当局は法人税法 五六条に

段として行使されたことにならないと判示した。

結果として、松山地裁、

高松高裁および最高裁はそろって、

被告人・納税者の違憲・違法とする主張を斥けた。

う質問検査権は された証拠資料が、その後の犯則事件の証拠に利用されることができたとしても、そのことによって直ちに、 第二点については、 「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という禁止規定に反して犯則調査のための手 松山地裁、 高松高裁及び最高裁はそろって、法人税法に規定する質問検査の実施により取得収集 同法にい

一 事案の概要

続からの排除を求めて争った事案である。 を計上するなどの方法により、被告人二社の所得を秘匿し、被告人二社について延べ五事業年度のわたり合計で五億九、 いう。)の代表取締役またはその実質的経営者である被告人Y(控訴人・上告人)が、売上の一部を除外し、 および違法に収集された証拠資料は証拠能力を有しないことを理由に、本件公訴の無効ないしは違法収集証拠の刑事手 二九二万円余の法人税をほ脱したとして法人税法違反で起訴された事件である。本件においては、 本件は、 砂利の採取や販売等を目的とする被告人Y1社およびY2社の二社 本件における主要な事実経過は次のとおりである。 (この両社を併せて「被告人二社」とも 犯則調査手続の違法

れていることを打ち明け、同月九日に、Aに修正申告を依頼した。Aは、売上除外が余りにも多額なために、同月一一 一)本件の被告人Yらは、 平成六年四月七日、 税理士Aに、 被告人二社が合計五億円余の売上を除外して法人税を免

今治税務署副署長Bにその修正申告について事前に相談を持ち掛けた。

同月一二日に、 Aからの相談内容を同税務署の国税調査官CとDに伝え、三人で協議した結果、

同税務署

(三) CとDは、 同日、 部下の国税調査官EとFに、被告人二社に対する税務調査を指示した。

の職員を税務調査に行かせることにした。

(四) E と F は 同日、 被告人二社に赴き、 税理士Aの立会いの下、被告人Yやその妻G (当時、 Yの妻Gは被告人Y

付して、被告人Yから複数の帳簿書類を預り、簿外資産である定期預金の複数の残高メモや簿外金額集計表、 1社の代表取締役の地位にあった。)に対し、売上除外や修正申告の動機等を質問した。また、EとFは、 預り証を交 普通預金

通帳などのコピーを受領した。

けている定期預金などがある旨を報告し、 (五) EとFは、 同日 税務調査後、 同税務署の戻り、上司CとDに対し、被告人二社が売上を除外し、 その証拠資料として領置した帳簿書類やコピー類を渡した。Cは、 簿外資産を預 被告人二

電話をし、 社の不正事実が巨額であることなどから、 税務調査で入手した証拠資料の一部 査察による調査が必要な案件であると考えた。そこで、同日、 (預金残高メモ五枚、 除外金額集計表六枚、普通預金通帳の表紙の見開 調査査察部に

き部分のそれぞれのコピー)をファックスで送った。

る内定立件の決議をし、 高松国税局調査査察部(以下「調査査察部」ともいう。)では、平成六年三月二二日、 同日付けで内定立件決議書を作成した。その上で、この決議書に基づき、 広島国税局調査査察 被告人二社に対す

収集するための反面調査を委嘱した。また、同月二四日付けで、広島南税務署管内にある被告人Y2社と取引関係にあ 部長に対し、 同月二三日付けで、 防府税務署管内にある被告人Y1社と取引関係にあるHおよびI社から課税事績等を

記簿謄本を関係官庁から入手した。

けで、横浜市中区役所に対する被告人Yの娘夫婦KとL(以下「K夫婦」ともいう。)の住民票と課税事績の収集を委 るJ社から課税事績等を収集するための反面調査を委嘱した。さらに、東京国税局調査査察部長に対し、同月二三日付

調査査察部は、 同年四月八日までに、それらの回答を得ていた。

(七)また、調査査察部の査察官Mは、同年四月一二日、被告人Y、被告人二社やその代表取締役Nの住民票や商業登

関を臨検場所とする臨検・捜索・差押許可状を請求・発付を受けた。なお、その際の法人税法違反の嫌疑事実は、 六、一四三万一、〇〇〇円・二、三〇三万七、〇〇〇円であるとするものであった。 ○円、平成四年七月期は、各々、一億三、○一四万二、○○○円・四、八八○万三、○○○円、平成五年七月期は、 人Y1社だけを嫌疑者とした上で、平成三年七月期は、 (八)さらに、 調査査察部は、 同月一三日に、 高松簡裁に対し、被告人二社の事務所、被告人Yの居宅及び関係金融機 隠ぺい所得額が六、八七三万円・ほ脱額が二、五七七万三、〇〇

査の際に領置していた帳簿書類等については、 ぞれ臨検するなどして、帳簿等の証拠品を押収した。そして、前記(四)のとおり今治税務署国税調査官Eらが税務調 (九)調査査察部は、同月一四日、N立会いの下に被告人二社の事務所を、被告人Yらの立会いの下にYの居宅をそれ 被告人二社の事務所において、今治税務署がNにいったん返却した上で、

国税査察部査察官によって改めて押収された。

件について既に調査を開始している旨の話はなかった。

113

課税庁の主張

当事者の主張

1

普通預金通帳の表紙の見開き部分のそれぞれのコピー)をファックスで送った。その際に、 そこで、同日、 類を渡した。Cは、被告人二社の不正事実が巨額であることなどから、査察による調査が必要な案件であると考えた。 下でEとFにより質問検査が実施された。 売上を除外し、 かけに、 本件において、税理士Aが今治税務署副署長Bに対し被告人二社の修正申告について事前相談を持ち掛けたことをきっ 平成六年四月一二日、 調査査察部に電話をし、税務調査で入手した証拠資料の一部(預金残高メモ五枚、除外金額集計表六枚、 簿外資産を預けている定期預金などがある旨を報告し、その証拠資料として領置した帳簿書類やコピー 被告人Yらに対する法人税法上の税務調査として、 EとFは、 税務調査後、 同税務署の戻り、 同税務署国税調査官CとDの指示の 上司CとDに対し、被告人二社が 調査査察部からは、

定調査していることを知らず、 被告人事務所に持参して欲しいとの電話があった。そこで、Cは、 に、 たん返却した。 国税調査官CとDは、 調査査察部が、被告人二社の事務所等に対する臨検に入り、 その上で、 四月一三日には、被告人二社に対する法人税法上の調査計画を検討に入っていた。 調査査察部がそれらを差し押さえた。 同部の犯則調査に協力しようという意図もなかった。 担当査察官MからCに対しEらが領置した帳簿書類を なお、 職員に当該帳簿書類を持参させ、 C も F も 当時、 調査査察部が被告人二社を内 被告人事務所にいっ 四月 四 日

2

被告人・納税者の主張

税務署から連絡を受けて高松国税局調査査察部(以下「調査査察部」ともいう。)が被告人二社に対し急きょ開始した きっかけに、 同

犯則調査に協力するという方針の下に実施されたものである。

官Mらの証言の信憑性は疑わしい。今治税務署が法人税法上の質問検査を実施した同月一二日以前に調査査察部に被告 被告人Yや被告人二社やその代表取締役Nの住民票や商業登記簿謄本を取得している事実などを勘案すれば、 今治税務署が平成六年四月九日に法人税法上の質問検査を実施している。これに対し、 調査査察部が、 同月一二日に、 国税査察

人二社の不正事実が報告されていた可能性がある。

らを検察官に告発した。この告発を受けた検察官も、その犯則調査によって得られた証拠資料に全面的に依拠して本訴 付を受けた。その後、 調査査察部は、 調査査察部は、 今治税務署の質問検査によって得た供述や帳簿書類等に基づいて臨検・捜索・ 当該許可状により差し押さえた証拠資料を基に犯則調査を遂げた結果、 差押許可状の発

を提起した

しても、 拠資料に全面的に依拠した本件公訴は、 してはならない〕ならびに憲法三一条、 このような税務調査及び犯則調査手続は、法人税法一五六条 原審で取り調べられた検察官請求の書証や証拠物のうち、質問検査以降の収集されたものは、 三五条及び三八条に違反する。このように違法・違憲の手続により得られた証 無効なものとして公訴自体棄却されるべきである。仮に公訴が棄却され 〔質問検査権限は犯罪捜査のために認められたものと解 違法収集証拠に ないと

税務調査は、

めに認められた純然たる行政手続である。これに対し、犯則調査は、

犯則事件の証憑を収集して、犯則事実の有無や犯

課税要件事実を認定し、

課税処分を行うた

租税の公平かつ確実な賦課徴収という行政目的をもって、

_

該当するから、

刑事手続から排除されるべきである。

三 判決の要旨

第一審判決

第一 裁判所は、 審の松山地裁は、 まず、 次のように判示する。 課税処分のための質問検査と犯則調査との関連について、次のように述べて、その基本的な姿

勢を明確にしている

則調査の手段として又は犯罪捜査を有利に行おうとするために行使し、調査を藉口して資料を収集することは、 はその目的、 続における令状主義の原則を定めた憲法三五条や自己負罪拒否権を定めた同法三八条の趣旨に照らして厳に禁止される 則者を確定するために認められ、 きものである。そして、 手続等を異にするものである。よって、法人税法に定める質問検査権を、上記の行政目的を逸脱して、 法人税法一五六条が、 犯則事実が存在すれば、告発を経て刑事手続に移行する手続である。すなわち、 質問検査権は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない旨 刑事手 両者 犯

規定しているのは、正にこの理を明確化したものと解される。」

(二)次に、裁判所は、

とが一般的に禁じられているかどうかについて、次のような見解を明らかにしている。

課税処分の調査結果を犯則調査手続またはそれに引き続く犯罪捜査等の刑事手続に流用するこ

「税務調査において、質問検査権を、犯則調査の手段として行使し、又は、税務調査を藉口して犯則事件の証拠資料

て収税官吏による犯則事件としての調査に移行することも禁ずる趣旨のものとは解されない 旨がこのようなものと解されるならば、 を収集したという事情があれば、本件税務調査は違法となるというべきである。しかしながら、法人税法一五六条の趣 同条は、 違法な税務調査中に犯則事件が察知された場合に、 (最高裁判所第二小法廷昭 これが端緒となっ

和五一年七月九日判決・刑集二〇一号一三七頁)。」

O, 問検査の権限を犯則調査または犯罪捜査のための手段として行使したかどうかの事実認定を行っている。被告・弁護人 にすぎないというほかない」とし、その信憑性を肯定した。 査察部に被告人二社の不正事実が報告されていた可能性があるとの主張に対し、裁判所は、 (三)以上のような観点を明確にした上で、次に、裁判所は、 国税査察官Cらの証言の信憑性は疑わしく、今治税務署が法人税法上の質問検査を実施した同月一二日以前に調査 本件税務調査において、税務当局が課税処分のための質 「同主張は根拠を欠く憶測

拠能力も否定されないとし、被告人・納税者の訴えを認めなかった。 (四)結論として、裁判所は、 証拠収集過程における手続的な違法はなかったとし、 したがって、収集された証拠の証

2 控訴審判決

審において敗訴した被告人・納税者は控訴した。 控訴審の高松高裁は、 結論として控訴を棄却したものの、

原判

する。

部前提事実を誤認し、 法人税法一五六条の適用を誤った結果、 本件の税務調査の手続を適法と判断した点で、

誤りを犯した旨を指摘した。 裁判所は、 かねてから明確にされている最高裁判決の見解を踏襲した上で、 「法人税法一 五六条は、 質問検査に

自己負罪拒否権を定めた同条三八条の趣旨を没却することになりかねないから、そうした質問検査を手段とした税務調 犯則調査又は犯罪捜査のための手段として行使した場合には、 は解されない」とし、 より得られた資料を犯則手続又はそれに引き続く犯罪捜査等に刑事手続に流用することを一般的に禁ずる趣旨のものと 第一審と同様の結論に到っている。 しかし、 刑事手続における令状主義の原則を定めた憲法三五条や 「税務当局が、 税務調査のための質問検査の権限を

ている。 局が課税処分のための質問検査の権限を犯則調査または犯罪捜査のための手段として行使したかどうかの事実認定をし (二)以上のような資料流用の適否に関する基準を明確にした上で、次に、 原審では、 信憑性が肯定された税務調査を担当した税務署職員の証言の信憑性を一部否定し、次のように判示 裁判所は、 本件税務調査において、 税務当

査は法人税法一五六条に違反するというべきである。」と指摘している。

下 の手段を講じるように税務調査職員に依頼し、 証拠資料の保全を図るために税務調査を行ったかのいずれかである可能性を排除することができず、本件税務調査 本件税務調査は、 被告人らによる証拠資料の隠滅を恐れた調査査察部職員らが、 それに同職員が応じたか、 同人らが自主的に犯則調査に協力する意図の 証拠資料を保全するために何らか

手続は、 質問検査の権限を犯則調査又は犯罪捜査のための手段として行使したものと一面で評することができるから、 証拠収集過程における手続的な違法があったことを認めた。

(三)さらに、裁判所は、 本件税務調査において得られた証拠等を違法収集証拠として排除すべきかどうかについて、

次のように判示した。

供することが、違法な手続の抑制の見地から相当でないともいえないから、こうした証拠の証拠能力はこれを肯定する 慮に入れると、この手続により得られた証拠はもとより、それに派生する手続により得られた証拠を被告人らの罪証に かったといえるから、その違法はいまだ重大なものであるとはいえず、また、本件のほ脱事案としての重大性等をも考 「本件税務調査手続の令状主義違反や黙秘権侵害はなかった上に、その手続自体からの逸脱の度合いも実質的に小さ

3 上告審判決

のが相当である。」

控訴審において敗訴した被告人・納税者は、最高裁判所に上告した。最高裁は、その決定において、次のような判断

(一)裁判所は、まず、課税処分のための質問検査と犯則調査との関連について、次のように述べて、その基本的な姿

勢を明確にしている。

段として行使することは許されないと解するのが相当である。しかしながら、 定する質問又は検査の権限は、 取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直 「法人税法(平成一三年法律第一二九号による改正前のもの)一五六条によると、同法一五三条ないし一五五条に規 犯罪の証拠資料を取得収集し、保全するなど、犯則事件の調査あるいは捜査のための手 上記質問又は検査の権限の行使に当たっ

119

ちに、上記質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならないという

べきである。」

判示部分は是認できないとした。 (二) さらに、裁判所は、 次のように述べて、 原判決においてその証拠収集過程における手続的な違法があったという

後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたにとどまり、 原判決の認定及び記録によると、本件では、上記質問又は検査の権限行使に当たって、 上記質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるい 取得収集される証拠資料が

は捜査のための手段として行使されたものとみるべき根拠がないから、その権限の行使に違法はなかったというべきで

ある。」

証拠収集過程を通じて有罪認定に供された証拠の証拠能力を認めた原判決の結論は是認できると判示し、上告を棄却し (三)裁判所は、 税務職員の証言の信憑性を一部否定した原判決の判示部分は是認できないとした上で、 結論としては、

た。

四解説

分を公平かつ的確に行うためのものである。すなわち、行政上の調査権限であり、犯則調査または犯罪捜査のための手 すでに触れたように、 法人税法や所得税法などの各実体税法の下、 課税庁職員に認められる質問検査の権限は課税処

白鷗法学

訟務月報三〇巻一号一五一頁)。

否することはできない。 段として認められたものではない。ただ、 理由がないのに、これを拒否すれば、処罰される可能性もでてくる(例えば、所得税法二四二 調査対象者は、 質問検査に応じる受忍義務を負い、 理由がないのにこれを拒

ではないことから、この種の税務調査に憲法三五条〔令状主義〕や憲法三八条〔黙秘権の保障〕 条一項八号)。このため、課税処分のために認められた質問検査は、、間接強制の伴う任意調査、といわれる。 合憲とされている (最高裁昭和四七年一一月二二日判決・刑集二六巻九号五五四頁、 最高裁昭和五八年七月一四日判決 の適用がないとしても 強制調査

しないこととするなど、 しかし、 しておく必要がある。 した憲法条項の不適用が是認されるためには、立法的な対応はもとより、 このように、質問検査では、 何らかの歯止め策を構じないと、 具体的には、 解釈上の歯止め策が求められる。 犯則調査や犯罪捜査には適用あるような憲法条項の適用がないのは当然と解されている。 質問検査により取得収集された証拠資料は刑事責任の追求の場合には証拠能力を有 質問検査の権限の犯則調査への転用の濫用が心配される。したがって、こう 法解釈によっても一定の前提要件を明らかに

課税処分のための質問検査と犯則調査との関係

1

証拠収集過程における手続的な違法を構成するかどうかが問題となる。 課税庁が、 通常の課税処分のための質問検査の権限を犯則調査又は犯罪捜査の手段として行使する場合には、 第二に、 質問検査の権限の行使により取得収集

された証拠資料を犯則調査に流用できるかどうかが問題となる。

るとしている

(高松高裁平成九年一〇月九日判決・税務訴訟資料二三三号七〇七号)。

判例の立場

則調査または犯罪捜査の手段として行使することは許されないとする立場をとることを明確にしたところに意義がある。 についての明確な判断が示されていなかった。この点、 事件の証拠資料を取得収集することは許されず、 ,福岡高裁昭和六二年四月二七日判決・税務訴訟資料一五八号三一九頁)。しかし、最高裁段階では、これまで、 第一の点について、高裁段階では、 質問検査の権限が、 法人税法一五六条は、 本件最高裁での決定は、 犯則調査等の手段として行使され、 その旨を明文化したものである、 最高裁が基本的に質問検査の権限が犯 税務調査を藉口して刑事 との判断がある この点

料を取得収集するために行われていない限り、 年七月九日決定・裁判集刑二〇一号一三七頁)。また、高裁段階の判断としては、 れが端緒となって犯則調査に移行することを禁止する趣旨ものとは解されないとしている 第二の点について、最高裁段階での判断で、法人税法一五六条が、質問検査中に犯則事件が探知された場合には、 質問検査により収集された資料を犯則調査のための強制調査に流用でき 質問検査が犯則事件に利用できる資 (最高裁第二小法廷昭和五

そ

=学説の立場

の見解で一致している 第一の点について、学説は、 (例えば、 質問検査の権限を犯則調査又は犯罪捜査のための手段として行使するのは許されないと 北野弘久『税法学原論 〔第五版〕』(二〇〇三年、 青林書院)三九七頁)。

は、 大まかに分けると、次の三つの考え方がある。①流用は禁止されるとする考え方(金子宏『租税法〔第九版〕』(二 つまり、 質問検査の権限の行使により取得収集された証拠資料を犯則調査に流用できるかどうかについて

参照)、②流用は消極的ながら一定限度の範囲で認められるとする考え方(松沢智『租税処罰法』(一九九九年、有斐閣) と刑事処分との関係(一)」〔小川英明ほか編〕『裁判実務大系二○~租税争訟法』(青林書院、一九八八)所収五六六頁 ○○三年、弘文堂)六六六頁、北野弘久編『質問検査権の法理』(一九七四年、成文堂)三七五頁、中村勲「稅務訴訟

『租税法講座第三巻~租税行政法』(一九七五年、ぎょうせい)所収九五~九六頁、注解所得税法研究会編『注解所得税 藤栄樹ほか編〕『注釈特別刑法』第五巻Ⅱ(一九八四年、立花書房)所収六九~七○頁、 一二一~一二二頁参照)、そして、③流用は積極的に認められるとする考え方がある(例えば、小島建彦「租税法」〔伊 同「税務調査」金子宏ほか編

(三) 本件での立場

の上で、事実認定を行っている。

法

〔三訂版〕』(二〇〇一年、大蔵財務協会) 九八九頁参照)。

査の権限を犯則調査または犯罪捜査のための手段として行使するのは許されないとの見解に立つことを明確にした。 第一の点に関し、本件では、 最高裁を含めいずれの段階の裁判所も、 基本的には、 これまでの判例や学説上の質問検

松山地裁及び最高裁は、 証拠収集過程に手続的な違法があった旨を認定し税務当局は法人税法一五六条に違反すると判示した。 本件のおいては証拠収集過程に手続的な違法はなかったと判示した。これに対して、 高松高

れた証拠資料が、その後の犯則事件の証拠に利用されることができたとしても、そのことによって直ちに、同法にいう とした。つまり、 第二点については、 前記(二)学説の立場の③の考え方に立って、法人税法に規定する質問検査の実施により取得収集さ 松山地裁と最高裁はともに、証拠収集過程に違法はなかったことから違法収集証拠に該当しない

質問検査権は として行使されたことにならないとし、被告人・納税者の違憲・違法とする主張を斥けた。 「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という禁止規定に反して犯則調査のための手段

2 違法収集証拠資料の証拠能力

人税法一五六条に違反すると判示している。 すでに触れたように、 本件において、 高松高裁は、 このような場合、 証拠収集過程に手続的な違法があった旨を認定し、 当該証拠資料は違法収集証拠に当たり、 犯則調査の証拠 税務当局は法

資料として証拠能力を否定・排除すべきかどうかが問題になる。

により得られた証拠を被告人らの罪証に供することが、違法な手続の抑制の見地から相当でないともいえないから、 本件のほ脱事案としての重大性等をも考慮に入れると、この手続により得られた証拠はもとより、 規からの逸脱の度合いも実質的には小さかったといえるから、 この点について、高松高裁は、 「本件税務調査手続に令状主義違反や黙秘権侵害はなかった上に、 その違法はいまだ重大なものであるとはいえず、 それに派生する手続 その手続自体の法 また、

最高裁は、 かねてから違法収集証拠の証拠能力について、

うした証拠の証拠能力はこれを肯定するのが相当である」と判示する。

うな重大なものであって、 六号一六七二頁)。 いと認められる場合には、 本件高松高裁判決は、 これによって得られた証拠を被告人の罪証に供することが違法捜査抑制の見地から相当でな 証拠能力を否定すべきとしている こうした最高裁の違法収集証拠の証拠能力についての考え方を踏襲し、 証拠収集手続の違法の程度が令状主義の精神を没却するよ (最高裁第一小法廷昭和五三年九月七日判決・ 刑集三二巻

事件に当てはめたものといえる。

し、被告人・納税者の主張を退けた

3

違法調査の効果

ると判示した。しかし、 本件において、高松高裁は、 収集された証拠資料の証拠能力を否定しなければならないほど重大な違法性はなかったと判断 証拠収集過程に手続的な違法があった旨を認定し税務当局は法人税法一五六条に違反す

た場合には、 仮に、本件において、 その効果はどのようになると解すべきなのであろうか。 取得収集された証拠資料の証拠能力を否定しなければならないほど重大な違法性があったとし

あるのかどうかも審理の対象となると解されているが(例えば、京都地裁昭和四七年四月二八日判決・行集二三巻四号 行政訴訟を提起している。)ちなみに、課税処分の取消訴訟においては、 税務当局から重加算税等の賦課処分を受けている。(ただし、正規の本税に加え重加算税等をすべて完納した上で 被告人Yには懲役二年六月(ただし、五年の執行猶予)の言い渡しを受けている。そして、第二に、被告人二社 本件において、第一に、被告人二社は、裁判所から、それぞれ四、五〇〇万円、三、〇〇〇万円の罰金を科 課税処分が適正な手続を経てなされたもので

は、この違憲・違法な犯則調査に全面的に依拠しており、公訴自体が破棄されるべきであり、 こうした見解は正鵠を得ている。したがって、被告人・納税者の主張は是認されるべきであったと解される。証拠収集 た刑事手続において証拠能力をもたないと解すべきである」(金子宏・『租税法〔第九版〕』前掲・六六六頁〕とする。 第一の点について、本件において、被告人Yは、質問検査の権限を使った本件での犯則調査は違法であり、 有力な学説は、 「質問・検査によって得られた資料は、 関係者の刑事責任追及のために利用することはできず、ま 無罪であると主張してい

二八五頁)、極めて当然といえる。

125

例えば、 それから、 課税処分のための税務調査に関する裁判において、 第二の点、 つまり質問検査で得られた証拠資料の犯則調査への流用の適否について検討するにあたっては、 裁判所は、 かねてから次のように述べて、重大な違法調査

過程に重大な違法性がある場合には、

なおさらである。

があった場合には、課税処分自体の取消を示唆している点は注目に値する。

判例時報七二〇号二六頁、 しながら、 憲法における適正手続保障の精神との関係で問題があるといわなければならない。」(東京地裁昭和四八年八月八日判決 程度にまで至った場合にも、 れによって収集した資料によって更正処分がなされた場合での更正処分の取消事由にはならないと解されている。 「一般に、更正処分の適否は客観的な課税要件の存否によって決まるものであり、 右調査手続の違法性の程度がたとえば刑罰法令に触れたりあるいは社会正義に反するなど公序良俗に反する 三七頁 右一般的見解に従いその違法は更正処分の取消事由にあたらないといいきれるかどうかは、 仮に違法な調査手続が た行われ、 しか そ

処分 場合には、 や公訴については、 の効力」 質問検査の権限の濫用、 (更正・決定など) 北野弘久編『質問検査権の法理』(一九七四年、成文堂)所収、三七一頁以下)。 質問への不答弁や検査拒否の罪などは成立しないと解すべきはもちろんのこと、そうした違法調査に基づく なおさら取消・無効や棄却の対象となるものと解すべきである。 も取消の対象となるものと解すべきである(同旨、 不合理な質問検査、 差別的で不当な質問検査など、 討論 違法な税務調査が行われたとする。 「質問検査権の乱用、 違法な犯則調査に基づく処分 違法な調査とそ

(本学法学部教授)